



2026 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ リ バ ー
代 表 者 名 代表取締役社長 大 川 和 昌
(コード番号：619A 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 管 理 本 部 長 森 雅 紀
TEL. 0564-27-2800

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026 年 8 月 13 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 69,320,100 株 |
| (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
インテグラル4号投資事業有限責任組合
38,131,700 株

c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George
Town, Grand Cayman KY 1— 9008, Cayman Islands
Initiative Delta IV L.P.
16,630,100 株

c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George
Town, Grand Cayman KY 1— 9008, Cayman Islands
Innovation Alpha IV L.P.
14,558,300 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026 年 9 月 8 日（火曜日）（以下、「売出価格決定日」という。）に引受価額（売出人が引受人より 1 株あたりの買取金額として受け取る金額）と同時に決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格による一般向けの売出しとし、野村證券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、楽天証券株式会社、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社、岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社および丸三証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受けさせる。
なお、本売出しの一部は、野村證券株式会社および大和証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 2026 年 9 月 9 日（水曜日）から
2026 年 9 月 14 日（月曜日）まで
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 株 式 受 渡 期 日 2026 年 9 月 16 日（水曜日）
- (9) 売出株式の払込金額及びその他本株式売出しに関して取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 10,398,000 株
なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
野村證券株式会社 10,398,000 株（上限）
- (3) 売 出 価 格 未 定（売出価格決定日に決定される予定）
なお、上記 1. における売出価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 上記 1. における引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる当該売出しの需要状況を勘案の上、野村證券株式会社が当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、本オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行われない場合がある。
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 上記 1. の売出株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における 1. の売出株式数の 15%となる数（100 株未満切り捨て）に読み替える。
- (9) 上記 1. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 指定販売先への売付け（親引け）の件

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、本売出し株式の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）に対して販売することを引受人に要請する予定であります。

指定する販売先（親引け先）、株式数、目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
岡崎信用金庫	取得金額800百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	地元金融機関との関係強化のため
株式会社内田洋行	取得金額500百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
小松ウオール工業株式会社	取得金額500百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社サンゲツ	取得金額500百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ノムラアークス	取得金額300百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社樋口物流サービス	取得金額200百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社葵ファニチャー	取得金額100百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社インフォゲート	取得金額100百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社久永	取得金額 80 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ナナミ	取得金額 50 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社九天産業	取得金額 50 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
吉田木材株式会社	取得金額 50 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ライト	取得金額 50 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
ニッポー工業株式会社	取得金額 40 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
有限会社コトブキ工芸	取得金額 30 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社小林椅子製作所	取得金額 30 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため
大法輸送株式会社	取得金額 30 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	取引関係を今後も維持・発展させていくため

（注）記載順は取得金額の順、同一の取得金額においては五十音順によります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、野村證券株式会社及び大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

4. 配当方針の件

当社は、配当方針に関して、持続的な企業価値向上に向けた成長投資及び財務健全性の確保とのバランスを図りながら、自己資本利益率の維持・向上に努めつつ、安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。

株主還元につきましては、配当を基本としつつ、自己株式の取得を機動的に組み合わせることを方針としており、2026 年 12 月期につきましては配当性向 70%を目安に配当を実施する方針であり、2027 年 12 月期以降の中長期的な株主還元方針としましては、配当性向 50%以上を目安とし、配当金額の維持・増額に努めてまいります。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[参 考]

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 69,320,100 株
- ②オーバーアロットメントによる売出し（*）
当社普通株式 上限 10,398,000 株
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2026 年 9 月 1 日（火曜日）から
2026 年 9 月 7 日（月曜日）
- (3) 売 出 価 格 決 定 日 2026 年 9 月 8 日（火曜日）
- (4) 申 込 期 間 2026 年 9 月 9 日（水曜日）から
2026 年 9 月 14 日（月曜日）
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2026 年 9 月 16 日（水曜日）
（上場（売買開始）日）

（*）オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、野村証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主であるインテグラル 4 号投資事業有限責任組合、Initiative Delta IV L.P. 及び Innovation Alpha IV L.P.（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。

これに関連して、野村証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2026 年 10 月 14 日行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、上場（売買開始）日（株式受渡期日）から 2026 年 10 月 14 日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、大和証券株式会社と協議の上、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。持続的な企業価値向上に向けた成長投資及び財務健全性の確保とのバランスを図りながら、自己資本利益率の維持・向上に努めつつ、安定的な株主還元を実施してまいります。

株主還元については、配当を基本としつつ、自己株式の取得を機動的に組み合わせることを方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

持続的な企業価値向上に向けた成長投資及び財務健全性の確保とのバランスを図りながら、自己資本利益率の維持・向上に努めつつ、安定的な株主還元を実施してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

2026年12月期は、配当性向70%を目安に配当を実施する方針であります。

2027年12月期以降は、中長期的な株主還元方針として、配当性向50%以上を目安に、配当金額の維持・増額に努める方針であります。

なお、上記の各配当性向については、国際会計基準に基づく当期利益により算出する予定です。

(4) 過去2決算期間の配当状況

	2024年12月期	2025年12月期
基本的1株当たり当期利益	17.65円	25.20円
1株当たり配当額	－円	－円
(1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
実績配当性向	－%	－%
自己資本利益率	13.93%	16.98%
資本配当率	－%	－%

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び資本配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 自己資本利益率は、当期利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

3. ロックアップについて

上記1.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるインテグラル4号投資事業有限責任組合、Initiative Delta IV L.P.及びInnovation Alpha IV L.P.、並びに当社の株主であるインテグラル株式会社、大川和昌、山本隆夫、浦隅明弘、草道勇及び他75名の計83名(全株主)は野村證券株式会社及び大和証券株式会社に対し(以下「共同主幹事会社」という。)、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年3月14日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記1.の引受人の買取引受による株式売出し、上記2.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限り)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

以上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。